

緑化フェア幹事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、川崎市市制 100 周年記念事業・全国都市緑化かわさきフェア実行委員会会則（以下「会則」という。）第22条第7項の規定により、緑化フェア幹事会（以下「幹事会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる

2 幹事長は幹事会の議事を整理し、秩序を維持する。

3 幹事長がその職務を行うことができない場合、又は不在の場合には副幹事長が幹事長の職務を行う。

4 幹事長が必要と認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法を活用した会議（オンライン会議）を開催することができる。

5 幹事長が必要と認める場合は、幹事会に構成員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(任期)

第3条 任期は、実行委員会の解散の日までとする。ただし、特別な理由があるときは、この限りではない。

(庶務)

第4条 幹事会の庶務は、会則第25条に規定する事務局において処理する。

附 則

この規程は、令和4年9月1日から施行する。